

高知大学入学料免除及び徴収猶予規則

平成16年4月1日
規則第145号

最終改正 令和4年2月9日規則第57号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 経済的理由等による免除（第2条—第5条の2）

第3章 徴収の猶予等（第6条—第9条）

第4章 死亡等による免除（第10条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、高知大学学則第80条第1項の規定に基づき、入学料の免除（以下「免除」という。）及び徴収猶予に関し必要な事項を定める。

第2章 経済的理由等による免除

（免除の対象となる者）

第2条 大学院に入学する者（研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び特別研究学生として入学する者を除く。以下同じ。）又は学部に入学する者（研究生、科目等履修生及び特別聴講学生として入学する者を除く。以下同じ。）であって、次の各号の一に該当すると認められる場合には、免除の対象とすることができます。

(1) 大学院に入学する者であって、経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者

(2) 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる場合

(3) 前項に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

（免除の許可）

第3条 免除の許可は、入学手続終了の日までに受理した本人の申請に基づき、高知大学学生支援委員会（以下「学生支援委員会」という。）の議を経て学長が行う。

（免除の額）

第4条 免除の額は、入学料の全額又は一部とする。

(申請の手続)

第5条 免除を受けようとする者は、入学手続終了の日までに、所定の申請書に関係書類を添えて、学長に提出しなければならない。

2 申請書の様式は、教育を担当する理事が別に定める。

(大学等における修学の支援に関する法律に基づく修学の支援を受ける者に対する入学校料減免)

第5条の2 第2条の規定にかかわらず、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）、大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）（以下「関係法令」という。）の規定に基づき、大学等における修学の支援に関する法律第8条に規定される授業料等減免対象者として認定を受けた者は、関係法令の規定に基づき算定された額について入学校料の減免を受けることができる。

2 本学が大学等における修学の支援に関する法律第2条第3項に規定される確認大学等として行う認定については、関係法令に定めるもののほか、第3条及び第5条の規定を準用して行うものとする。この場合において、これらの規定中「入学手続終了の日」とあるのは、「入学手続き終了の日又は入学後の本学の定める期日」と読み替えるものとする。

第3章 徴収の猶予等

(徵収の猶予等)

第6条 入学校料の徵収猶予（以下「徵収猶予」という。）は、大学院に入学する者又は学部に入学する者であって、次の各号の一に該当すると認められる場合には行うことができる。

(1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(2) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる場合

(3) その他やむを得ない事情があると認められる場合

(徵収猶予の許可)

第7条 徵収猶予の許可は、入学手続終了の日までに受理した本人の申請に基づき、学生

支援委員会の議を経て学長が行う。ただし、免除の申請をした者（第5条の2の規定により準用する第3条及び第5条の規定による減免の申請をした者を除く。）については、免除の不許可又は一部免除の許可を告知した日から起算して21日以内に徴収猶予の申請を行うことができる。

（申請の手続）

第8条 徴収猶予を受けようとする者は、所定の期日までに、所定の申請書に関係書類を添えて、学長に提出しなければならない。

- 2 申請書の様式は、教育を担当する理事が別に定める。
- 3 免除を申請した者は、第1項に定める書類のうち所定の申請書以外の書類を省略することができる。

（徴収猶予の期間等）

第9条 免除又は徴収猶予を許可若しくは不許可とするまでの間は、免除又は徴収猶予の申請をした者に係る入学料の徴収を猶予する。

- 2 免除若しくは徴収猶予を不許可とした者又は一部免除の許可をした者については、免除若しくは徴収猶予の不許可又は一部免除の許可を告知した日から起算して21日以内に納入すべき入学料を納入させるものとする。ただし、免除の不許可又は一部免除の許可を告知した者で当該告知を受けた後第7条ただし書の規定により徴収猶予の申請を行い、前項の規定により当該徴収猶予を許可若しくは不許可とするまでの間入学料の徴収を猶予されている者については、この限りではない。
- 3 第6条による徴収猶予の期間は9月30日までとし、10月以降に入学した者は、翌年2月末日までとする。ただし、当該期日が、土曜日、日曜日又は国民の祝日にに関する法律に規定する休日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その日の前において、その日に最も近い休日等でない日までとする。

第4章 死亡等による免除

（死亡等による免除）

第10条 免除又は徴収猶予を申請した者について、前条第1項の規定により徴収を猶予している期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

- 2 免除若しくは徴収猶予を不許可とした者又は一部免除の許可をした者について、前条第2項に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。
- 3 免除若しくは徴収猶予を不許可とした者又は一部免除の許可をした者であって、納付

すべき入学料を納付しないことにより除籍となる場合は、その者に係る未納の入学料の全額を免除する。

4 前項の場合において、授業料又は寄宿料が未納である場合は、その者に係る未納の授業料又は寄宿料の全額を免除することができる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年11月26日から施行する。

附 則（平成17年7月1日規則第545号）

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日規則第127号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第124号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月18日規則第94号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日規則第15号）

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日規則第95号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月9日規則第57号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。